



- デジタル社会形成整備法第51条による改正により、令和5年4月1日から地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関しては個人情報保護法（以下「法」という。）が適用されることを踏まえ、「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の関連部分を改正する。

ガイドライン該当箇所	事項	法改正の内容及びガイドライン改正の方向性
3.地理空間情報の利用・提供と個人情報保護の規律 (3.8 地方公共団体における留意点)	条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関する規律は法で規定されること、地方公共団体等において、その規定の範囲内で条例等で独自の規定を定めている場合には、法に加えて条例等の規定に従った対応を行う必要がある旨を説明。 ➤ 法と重複する内容の規定を条例で定めることについて、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されないことを説明。
	地域における事務の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法第61条第1項（個人情報の保有の制限）及び第69条第2項第2号・第3号（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）の「法令の定める事務又は業務」には、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」が含まれることを説明。 ➤ 法第69条第1項（目的外利用及び提供の禁止の原則）の「法令に基づく場合」には、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定に基づいて個人情報を取り扱う場合は含まれないことを説明。
	地方公共団体に置く審議会等への諮問	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された令和3年改正法の趣旨に反することを説明。 ➤ 専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合には、意見を聴くことができる旨を説明。



ガイドライン該当箇所	事項	法改正の内容及びガイドライン改正の方向性
4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方	全般的に個人情報保護条例の規定に関する記載の修正	➤ 地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関しては法が適用されることを受けて、「利用・提供に関する基本的考え方」を中心に現行条例上の規定に基づいた記載を改正
5. 個人情報等の適正な取扱いのための方策	個人情報保護の主管課や諮問機関への相談等	➤ 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、 個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ （法第166条第1項）、情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに同委員会に連絡することが望ましいことを説明。

- そのほか、「4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方」に、「登記所備付地図」に関する記載や、近年活用が進んでいる新たな地理空間情報に関する記載を追加する方向で検討中。



【参考】「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」次期改正における有識者委員会メンバー案（非公開）

- 有識者委員会は、前回改正時に個別ヒアリングを実施した方々を中心に学識、弁護士及び地方公共団体で構成。
- 今回は、地方公共団体に関わる事項が主たる論点であるため、地方公共団体より2～3団体参画いただくことを想定。

カテゴリ	氏名（敬称略）	所属
学識経験者（憲法、情報法等）	穴戸 常寿◎●	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
学識経験者（情報セキュリティ等）	菊池 浩明●	明治大学 総合数理学部 先端メディアサイエンス学科 専任教授
学識経験者（地理空間情報等）	関本 義秀●	東京大学空間情報科学研究センター 教授
法律専門家（弁護士）	（調整中）	・板倉 陽一郎（ひかり総合法律事務所パートナー弁護士、IoT推進コンソーシアム カメラ画像利活用サブワーキンググループ委員）● ・森 亮二（英知法律事務所弁護士、IoT推進コンソーシアム カメラ画像利活用サブワーキンググループ委員） ・高田 洋平（高田法律事務所、人流データ等の取扱いに知見）等を想定
地方公共団体（3次元データ等）	杉本 直也●	静岡県交通基盤部 政策管理局 建設政策課 （県内のGISデータ、3次元点群データのオープンデータ化を推進）
	（調整中）	東京都（「デジタルツイン実現プロジェクト」を推進）
地方公共団体（人流データ等）	（調整中）	岡崎市、静岡市（ともにカメラによる人流データの取得、活用を実施）等を想定
民間（地図・測量）	（調整中）	ゼンリン（全国の住宅地図やブルーマップを製作）等を想定

◎ 座長候補、● 前回ヒアリング実施、上記は原案であり、調整状況により変更もあり得る

【参考】前回ガイドライン改正時にヒアリングした有識者等

カテゴリ	氏名（敬称略）	所属
学識経験者（憲法、情報法等）	穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
学識経験者（情報セキュリティ等）	菊池 浩明	明治大学 総合数理学部 先端メディアサイエンス学科 専任教授
学識経験者（地理空間情報等）	関本 義秀	東京大学空間情報科学研究センター 教授
学識経験者（情報法等）	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科准教授
法律専門家	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
地方公共団体	杉本 直也	静岡県交通基盤部 政策管理局 建設政策課
民間（情報通信）	坂下 哲也	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） 常務理事
民間（シビックテック）	古川 泰人	MIERUNE・Code for Sapporo